



その時は突如としてやってくる

今から備える災害対策

災害は突如として、あなたの街にやってきます。近づく危険から身を守るために、正確な情報を入手し、正しく災害に備えましょう。

問 危機管理防災課 ☎ 804

〈地震編〉



八潮市で想定される巨大地震は？

首都圏では、今後30年以内に、首都直下地震と呼ばれるマグニチュード7クラスの巨大な地震が70パーセントの確率で発生するとされ、八潮市では東京湾北部地震において最大震度6弱以上の揺れが想定されています。



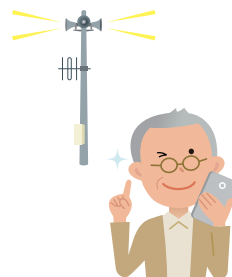
地震は家の中でのけが多い！

地震による家具の転倒などによる負傷は、地震を原因とする負傷全体において、大きな割合を占めています。突如として起こる大地震に備え、家具や家電製品などを固定しましょう。



もし、地震が起これば

大きな揺れが予測される時は、緊急地震速報が発表され、携帯電話や防災行政無線などを通じて伝達されます。聞こえたら、慌てずに身の安全を確保しましょう。



〈備える〉



避難所や危険場所の確認方法

「八潮市洪水地震ハザードマップ」には、地震により想定される影響や浸水による被害が想定される河川ごとの浸水の深さなど、自身が住んでいる地域などでどのような危険があるかが掲載されており、災害時の避難場所、避難の際に注意すべき場所などを確認することができます。ハザードマップは、市ホームページで閲覧・ダウンロードすることができるほか、危機管理防災課でも配布しています。



災害の情報などの入手方法

- ・防災行政無線
- ・Yahoo!防災速報
- ・テレビによる情報収集
- ・市ホームページ
- ・やしお840メール配信サービス
- ・市公式SNS

防災行政無線 テレホンサービス

流れた放送を確認できます。
☎0120-840-225(無料、放送終了から24時間以内)
※毎月HOTコーナー(5面)の右上に記載しています。

〈水害編〉



避難情報などに応じた行動をとろう

市では、洪水発生危険性が高まった際に、次の5段階による避難情報を発令します。

警戒レベル	避難情報など	住民が取るべき行動
5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難！~~~~~		
4	避難指示	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨洪水注意報(気象庁)	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報(気象庁)	災害への心構えを高める



### 避難について、考えよう

「避難」とは「難」を「避」けることであり、避難所に行くことが避難ではありません。「八潮市洪水地震ハザードマップ」により、自宅の浸水深を確認し、それよりも上層階に避難する垂直避難や親戚や知人宅への避難も選択肢となります。いざ、避難する時に慌てないように、避難先について前もって考えておきましょう。



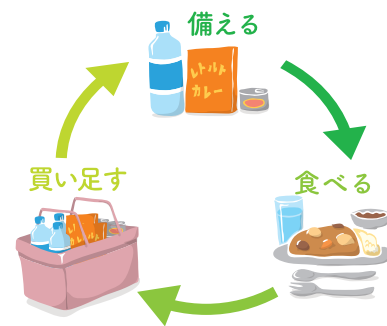
### 備蓄品について

水と食料は、最低でも3日分(推奨7日分)を備蓄しておきましょう。備蓄品は、必ずしも非常食だけで確保する必要はなく、災害が起こったときは、「冷蔵庫内の食べ物→普段の買い置き食品→非常食」の順で食べることで、3日以上以上の備蓄を容易に確保することができます。

また、「ローリングストック法」という備蓄方法もあります。

#### ローリングストック法

- ①食料(レトルト食品など)  
・水を多めに用意する。
- ②普段の食事の中で定期的に食べる。
- ③食べた分を買い足し補充する。



## 危険ブロック塀等撤去改修補助金

地震災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止するため、危険なブロック塀等の所有者などが行う撤去工事または改修工事に対しての補助金を交付します。  
問 開発建築課 ☎ 468

### 〈対象となる危険ブロック塀等〉

公道に面した高さが1.2メートルを超えるコンクリートブロック造または組積造の塀で地震により倒壊するおそれがあると認められるもの

### 〈補助額〉

**撤去工事** 撤去工事費用の2分の1または1万円/メートルのいずれか少ない額(上限10万円)

**改修工事** 改修工事費用の2分の1または2万円/メートルのいずれか少ない額(上限20万円)

詳しくは、パンフレット(開発建築課で配布)または市ホームページをご覧ください。  
※工事などの着手前に必ず事前相談をしてください。

## 生垣設置奨励金

生垣は地震などの災害に強く、また、防犯や景観面にも優れています。公道沿いに生垣を設置する際の費用の一部について補助金を交付します。  
問 公園みどり課 ☎ 321

### 〈設置条件〉

- ・生垣は、幅員4メートル以上の道路(私道を含む)に面していること。ただし、生垣の位置が幅員4メートルの道路を確保するための適正な場所であること
- ・樹木の高さが0.9メートル以上であること
- ・生垣の延長が3メートル以上で、原則として連続していること
- ・樹木は、1メートルにつき3本以上列植され、かつ、生育状態が良好であること

### 〈奨励額〉

1メートルあたり2,000円(上限3万円)



詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
※生垣を設置する前に必ず事前相談をしてください。